

令和2年度
事業報告書

令和2年1月1日～令和2年12月31日

公益財団法人 日本相撲協会

令和2年度 事業報告

I. 法人の概況

1. 設立年月日

大正14年12月28日 財団法人 大日本相撲協会設立
昭和32年12月 1日 財団法人 日本相撲協会へ名称変更
平成26年 1月30日 公益財団法人 日本相撲協会へ移行

2. 定款に定める目的

この法人は、太古より五穀豊穡を祈り執り行われた神事(祭事)を起源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させるために、本場所及び巡業の開催並びにこれを担う人材の育成、相撲道の指導及び普及、相撲記録の保存及び活用、国際親善活動を行うと共に、これらに必要な施設を維持及び管理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1) 本場所及び巡業の開催
- (2) 相撲道の伝統と秩序を維持するために必要な人材の育成
- (3) 相撲教習所の維持及び管理運営
- (4) 青少年、学生等に対する相撲道の指導普及
- (5) 相撲記録の保存及び活用
- (6) 国技館の維持及び管理運営
- (7) 相撲博物館の維持及び管理運営
- (8) 相撲診療所の維持及び管理運営
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 会員の状況

(ア) 令和2年度末の会員(維持員)の状況

	東京	大阪	名古屋	福岡	当期末 合計	増減
普通維持員	273名	265名	238名	213名	989名	4名
団体維持員	26名	35名	62名	37名	160名	▲4名
特別維持員	1名	0名	0名	0名	1名	0名
未加入	0名	0名	0名	0名	0名	0名
合計	300名	300名	300名	250名	1150名	0名

(イ) 維持員の確認審査

6年毎に行う。

(ウ) 維持費(寄付金)

東京地区 6ヶ年分 1名あたり 4,140,000円(平成28年～令和3年)

地方地区 6ヶ年分 1名あたり 1,380,000円(平成29年～令和4年)

5. 主たる事務所の状況

東京都墨田区横網一丁目3番28号

6. 役員等に関する事項

令和2年度末現在の役員及び会計監査人は、次の通りである。

役職	氏名	年寄名	担当職務・現職	常勤・非常勤
理事長	保志 信芳	八角	協会全般	常勤
理事	中山 浩一	尾 車	事業部長 全国維持員会会長 博物館運営委員	〃
〃	黒谷 昇	鏡 山	指導普及部長 生活指導部長 コンプライアンス部長 危機管理部長 博物館運営委員	〃
〃	小林 秀昭	境 川	地方場所部長(福岡)	〃
〃	総田 清隆	春日野	巡業部長 監察委員長 警備本部長	〃
〃	小岩井 昭和	出羽海	地方場所部長(名古屋)	〃
〃	青木 康	芝田山	広報部長 総合企画部長 博物館運営委員	〃
〃	蓬田 光吉	高島	地方場所部長(大阪)	〃
〃	杉野森 正也	伊勢ヶ濱	審判部長 新弟子検査担当	〃
〃	坂爪 忠明	花籠	教習所長 審判部長(編成担当) 新弟子検査担当	〃
〃	山口 寿一	-	会社役員	非常勤
〃	今井 環	-	団体役員	〃
〃	高野 利雄	-	弁護士	〃
監事	岡部 観栄	-	宗教法人役員	〃
〃	梶木 壽	-	弁護士	〃
〃	福井 良次	-	団体役員	〃
副理事	尾曾 武人	藤島	事業部副部長 審判部副部長(編成担当) 博物館運営委員 新弟子検査担当	常勤
〃	宮本 勝巳	高田川	審判部副部長 新弟子検査担当	〃
〃	足立 武彦	若松	地方場所副部長(名古屋) 巡業部副部長 警備本部副部長	〃
会計監査人			EY新日本有限責任監査法人	

7. 職員等に関する事項

令和2年度末現在の職員は、次の通りである。

職員数		前期末比較	平均年齢	平均勤続年数
男子	40名	-2名	48歳	14年
女子	13名	-1名	42歳	11年
合計	53名	-3名	46歳	13年

8. 営業等に関する許認可の事項

該当事項なし

II. 事業の状況

令和2年度は、前年末から国内でも感染が広がった新型コロナウイルス感染症の市中感染の影響が、当協会の主たる事業である相撲全般のみならず他の事業にも及び、政府の緊急事態宣言発出もあって、五月場所を開催中止、予定されていた巡業も全て中止とし、開催した本場所では、政府や東京都の発出する方針等に従い、感染症の専門家から詳細な指導を受け、観客と協会員を感染から守り、困難な環境の中でも全ての事業を遂行するため、感染防止諸施策を検討し実施した。

主なものは次のとおりである。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 開催の中止 | 五月場所(東京)の開催を中止(第1回緊急事態宣言対応) |
| (2) 無観客開催の実施 | 三月場所(大阪)を無観客開催 |
| (3) 本場所開催地の変更 | 七月場所(名古屋)、十一月場所(福岡)を東京で開催 |
| (4) 巡業の中止 | 春、夏、秋、冬とも実施中止(夏はオリンピック開催に対応し、当初から中止) |
| (5) 本場所開催時の入場者数の制限 | 七月場所以降、入場者数を制限(七月、九月は約2,500人、十一月は約5,000人)
(通常は約11,000人) |
| (6) 感染対応ガイドラインの制定と改訂 | 7月13日理事会において初版制定、その後改訂2回(8月31日、10月19日) |
| (7) 本場所開催時の主な諸施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・会場時間を13時に変更(通常は8時30分) ・入場時の検温、体調検査、マスク確認、手指の消毒、連絡先取得の実施 ・館内の十分な換気確保、消毒ポンプの設置、手摺り・トイレ等の消毒の実施 ・観客席における食事・飲酒の禁止、感染対策を施した飲食スペースの設置 ・入場時、トイレや売店前の客列間隔確保のご案内 ・お楽しみ抽選会等の実施による分散退場のご案内 ・相撲観戦ガイドビデオの作成と上映、各種感染対策ポスターの館内掲示 ・感染予防チラシの配布(接触アプリ「COCOA」の告知を含む) |
| (8) 相撲部屋における感染対策の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・本場所に出場する協会員の安全を確保するため、協会員と相撲部屋の感染対策に関し、具体的な指針をガイドラインに記載すると共に、日常の行動についても本場所の開催に影響が出ないよう期間を区切って規制を行い、随時注意喚起等の通知を行った。 ・専門家とともに「部屋チェックリスト」を作成し、定期的に感染対策の実施状況をチェックした。 |

A 相撲事業

1. 相撲競技の公開

(1) 力士の相撲競技の公開実施

(ア) 本場所の実施

年6本場所制の採用を予定していたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、下記の通り変更した。

令和2年度本場所日程

〈変更前〉

場所別	番附発表	初日	千秋楽	開催場所
一月場所	12月24日	1月12日	1月26日	国技館
三月場所	2月24日	3月8日	3月22日	エディオンアリーナ大阪
五月場所	4月27日	5月10日	5月24日	国技館
七月場所	6月22日	7月5日	7月19日	ドルフィンズアリーナ
九月場所	8月31日	9月13日	9月27日	国技館
十一月場所	10月26日	11月8日	11月22日	福岡国際センター

〈変更後〉

場所別	番附発表	初日	千秋楽	開催場所
一月場所	12月24日	1月12日	1月26日	国技館
三月場所 (無観客開催)	2月24日	3月8日	3月22日	エディオンアリーナ大阪
五月場所	4月27日			中止
七月場所 (2週間遅らせて開催)	五月場所番附有効 のため実施せず	7月19日	8月2日	国技館
九月場所	8月31日	9月13日	9月27日	国技館
十一月場所	10月26日	11月8日	11月22日	国技館

- ① 本場所相撲は、NHKのテレビ・ラジオで実況放送した。
- ② 相撲競技の勝負判定の公正を期すため、取組映像のVTRを使用した。
- ③ 入場者に対して当日の取組表を配布した。
- ④ 各国使節団、在日外交官等の相撲観覧には積極的に便宜を与え、諸外国との親善に寄与すると共に国技相撲の紹介に努めた。(一月場所のみ)
- ⑤ インターネットテレビ局「AbemaTV」にて日本国内全本場所の序ノ口から結びの全取組を実況配信した。
- ⑥ 「安心・安全な大相撲観戦」をテーマに、入場者全員の検温や手指消毒、分散退場の工夫を実施する等により、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めた。

(イ)巡業の中止

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、本場所開催地以外の地方巡業における、相撲競技の公開実施を見送りとした。

2. 人材の育成

(1)力士、行司、呼出、床山の養成

(ア)力士の養成

- ① 新弟子検査は、本場所毎に年5回実施した。
※令和2年5月は新型コロナウイルスの感染拡大による五月場所中止に伴い、新弟子検査を中止した。
 - ・新弟子検査基準
身長167センチ以上、体重67キロ以上。但し、三月場所新弟子受検者で、中学校卒業見込者に限り、身長165センチ以上、体重65キロ以上とする。
 - ・本年度新たに登録した力士は合計71名、引退した力士は68名である。
よって令和元年度末より3名増加となった。
- ② 新規登録力士は、相撲教習所で6ヶ月間教習するほか、各相撲部屋に配属して養成した。
- ③ 力士養成のため、各相撲部屋に相撲部屋維持費・稽古場経費を、また、幕下以下の力士養成のため、養成員養成費を支給した。
- ④ 十枚目以上の力士には給与・力士補助費・力士褒賞金を支給するほか、三役以上の力士には本場所特別手当を支給した。
 - ・横綱綱代は師匠に実費を支給した。
 - ・幕下以下の力士には本場所毎に場所手当を支給するほか、幕下以下奨励金を支給した。
- ⑤ 十枚目に初昇進した力士を養成した師匠には昇進奨励金を、十枚目以上の力士を養成した師匠には養成奨励金を支給し、力士養成を奨励している。
- ⑥ 本場所毎に各段優勝者および三賞受賞者には賞状および賞金を支給した。
- ⑦ 力士数は、次の通りである。

11月場所力士数	
横 綱	2名
大 関	3名
三 役	4名
幕 内	33名
十 枚 目	28名
幕 下	120名
三 段 目	200名
序 二 段	218名
序ノ口	60名
番 附 外	15名
計	683名

5場所平均力士数	
令和2年度	689名

(イ) 土俵を中心とした施策

本年度も土俵の充実を図り、土俵の美を実現し、国技相撲を維持発展させることを目標に、次の事項を実施した。

- ① 力士等に国技としての正しい相撲の在り方および相撲技術、土俵態度その他について常に研修、指導している。
- ② 「力士の心得」・「巡業の心得」・「協会のあり方」を指針として、力士等の精神面の指導を行った。
- ③ 師匠会を東京本場所後に開催し、各本場所および本場所間の状況をもとに、力士等にする指導監督の成果を検討し、対必要事項を指示すると共に、是正事項に対する施策を協議する等、師匠会の活用を一層強化した。
- ④ 協会幹部は、力士会等に積極的に出席し、力士等の意向を聴取することに努めた。
- ⑤ 土俵の礼儀・作法・立ち合いについて指導した。
- ⑥ 支度部屋の監視や携帯電話の一時預かり等、故意による無気力相撲の再発防止に努めた。
- ⑦ 力士等の外部出演等については規制を行い、力士等が相撲に専念するよう努めた。

(ウ) 行司の養成

- ① 幕下以下行司の養成は、師匠である年寄が当たった。
- ② 行司として必要な実技指導等は、立行司ならびに行司会委員が当たった。
- ③ 行司全員に月給制による給与を支給し、場所ごとに装束補助費も支給した。
- ④ 令和2年12月末の行司数は次の通りである。

立 行 司	1名
三 役 行 司	4名
幕 内 行 司	8名
十 枚 目 行 司	9名
幕 下 行 司	10名
三 段 目 行 司	5名
序 二 段 行 司	5名
序ノ口 行 司	3名
計	45名

行司の番附編成は、原則として毎年九月場所後の理事会にて、翌年度の階級順位を決めている。

(エ) 呼出の養成

- ① 幕下以下呼出の養成は、師匠である年寄が当たった。
- ② 呼出として必要な実技指導等は呼出会委員が当たった。
- ③ 呼出全員に月給制による給与を支給し、場所ごとに装束補助費も支給した。

④ 令和2年12月末の呼出数は次の通りである。

立呼出	0名
副立呼出	0名
三役呼出	4名
幕内呼出	10名
十枚目呼出	12名
幕下呼出	8名
三段目呼出	2名
序二段呼出	2名
序ノロ呼出	7名
計	45名

呼出の番附編成は、原則として毎年九月場所後の理事会にて、翌年度の階級順位を決めている。

(オ) 床山の養成

- ① 3等床山以下の養成は、師匠である年寄が当たった。
- ② 床山として必要な実技指導等は、床山会委員が当たった。
- ③ 床山全員に月給制による給与を支給した。
- ④ 令和2年12月末の人員は次の通りである。

特等床山	2名
1等床山	20名
2等床山	7名
3等床山	10名
4等床山	8名
5等床山	2名
計	49名

床山の等級は、原則として毎年九月場所後の理事会にて、翌年度の等級を決めている。

(2) 相撲教習所の維持運営

(ア) 相撲教習所の規模

相撲教習所は、本館に付設し、面積は702.03平方メートルである。

(イ) 教習内容

年6回本場所毎に力士として登録した新弟子に対し、実技指導及び教養講座を中心に6ヶ月の教習を実施した。

実技では相撲の基本を重点に指導し、教養講座では相撲史、社会、運動医学、修行心得、コミュニケーション、国語(書道)を教習した。

また、新採用の行司、呼出、床山にも相撲史を教習した。

※令和2年は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月・6月・8月の教習が中止となった。

※10月・12月の教習では、新型コロナウイルスの感染防止のため、相撲実技講習を行わず、教養講座を相撲史・運動医学・修行心得のみ実施した。

① 入所生

本年度の入所生は、次の通りである。

一月場所入所生	(374期生)	9名
三月場所入所生	(375期生)	46名
五月場所入所生	(376期生)	0名
七月場所入所生	(377期生)	10名
九月場所入所生	(378期生)	0名
十一月場所入所生	(379期生)	6名
合 計		71名

② 卒業生

令和2年は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い5月・9月の卒業式が中止となった。

6ヶ月の教習を終わって卒業したものは、次の通りである。

令和二年度卒業生		卒業人数	卒業日
第370期生	(令和元年 五月場所入所生)	12名	1月30日
第371期生	(令和元年 七月場所入所生)	3名	1月30日
合 計		15名	

入所数と卒業数の差は、入所日の変更や教習期間中の引退等があったためである。

卒業式は、地方場所の都合上、従来通り2期単位で行った。

③ 所長・講師・指導員

所長には、理事の職務分掌の変更により、3月まで理事平野兼司(山響)が当たり、3月末より理事坂爪忠明(花籠)が当たった。講師および所長、講師、指導員、及び担当講義等は次の通りである。

(授業科目) (講 師)

社 会 : NHK学園高等学校 統括校長 賀澤恵二氏(令和2年2月まで)

運動医学 : 国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授 南 和文氏

国語(書道) : 元横浜国立大学教授 渡部 清氏

修行心得(話し方) : 一般財団法人NHK放送研修センター講師 岡部 晃彦氏
: 年寄甲山こと齋藤 剛

反ドーピングの講義 : 国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授 南 和文氏

相 撲 史 : 日本相撲協会 相撲博物館学芸員 土屋 喜敬

上記の他、修行の心得として、年寄甲山が「力士の心得」と「土俵上の所作」の講義を行った。

実技指導には、年寄は錦島と熊ヶ谷があたり、3月末から音羽山が加わった。

事務の統括は年寄甲山が行い、現役力士からは幕下・三段目の力士が当たった。

④ 教習の効果

教習の目的は、新弟子に相撲の基本を習得させ、相撲道について理解を深めさせると共に、教養講座を通じて一般常識を養うことにある。本年度もその成果をあげている。

3. 指導普及活動

(1) 青少年、学生に対する相撲の指導奨励

相撲の指導奨励は指導普及部が行っている。日本相撲連盟、学生相撲連盟、青年会議所等と連携を密にし、これ等の相撲競技等の実施には積極的に協力し、国技館を無償で提供したほか、寄附、寄贈を行い相撲の指導奨励に努めた。

(ア)認定道場

文京針ヶ谷相撲クラブ・立川練成館相撲道場・朝霞相撲練成道場・府中住吉相撲道場と緊密な連携をとって、一般の相撲指導に当たらせている。

(イ)寄附・寄贈

各地で開催された相撲大会等には引き続き積極的に協力すると共に、寄附・寄贈を行い、相撲の奨励と普及を図った。寄附・寄贈した金品および寄附・寄贈先は次の通りである。

① 寄附先および寄附金

第99回東日本学生相撲選手権大会	25,000円(広告賛助)
第45回全国学生相撲個人体重別選手権大会	10,000円(〃)
第94回西日本学生相撲選手権大会	20,000円(〃)
第98回全国学生相撲選手権大会	50,000円(〃)
計	105,000円

② 寄 贈 品

優勝カップ	0個	
優 勝 楯	0個	
禰	36本	
手ぬぐい	1,958本	
バスタオル	0本	
寄贈メダル	91個	(寄贈品合計 760,694円)

③ 寄 贈 先

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、相撲大会の実施および寄贈申請は、以下の12件に留まった。

- 第10回こども未来館相撲大会
- 第7回オホーツク相撲選手権大会
- 第71回東日本学生相撲新人選手権大会
- 第70回西日本学生相撲新人選手権大会
- 第94回西日本学生相撲選手権大会
- 第99回東日本学生相撲選手権大会
- 令和2年度こども園ゆりかごお相撲大会
- 第47回東日本学生相撲個人体重別選手権大会
- 第45回全国学生個人体重別選手権大会
- 第98回全国学生相撲選手権大会
- 第69回全日本相撲選手権大会
- 第一回立川立飛・元日相撲

(ウ)「大相撲伝」「大相撲入門編」の公開

大相撲のもつ文化的側面やその様式美に関する認識を周知するため、また、子どもから大人まで理解出来るように、漫画形式の冊子として「大相撲伝」と「大相撲入門編」を作成し、公式ホームページ上で公開している。

(エ)国技館の開放使用

相撲大会等に国技館を無料で開放使用させており、開放状況は次の通りである。

第69回全日本相撲選手権大会

(国技館無料開放分の館使用料相当額 合計4,940,000円)

(2) 草津相撲研修道場の維持運営

草津相撲研修道場は、当協会関係者が保健・保養等の福利厚生に利用している他、相撲部屋合宿・負傷力士のリハビリの場として利用している。

また、施設を有効活用するために、青少年・学生に対する相撲指導員の相撲研修、青少年・学生の相撲練習の場として使用している。

4. 広報活動

(1) 広報部運営

(ア) 報道機関はもとより、SNS発信等による一般層への直接の情報発信の工夫と拡大に努め、大相撲に関する広報全般の機能向上を図った。

(イ) 協会の外部への派遣・出演を積極的に実現させ、大相撲に関する情報の周知を図り、ファン層拡大のため、さまざまな企画を実施した。主な企画は以下の通り。

① 1月の本場所開催に際し、普及及び広報活動の一環として「相撲塾」を開催した。

本場所	実施日	内容	参加人数
一月場所	1月11日	押尾川親方・荒井太郎氏トークショー	260人 (R1:800人)

② 日本相撲協会公式ツイッター (@sumokyokai) を通じ、大相撲に関する様々な情報を発信。
フォロワー数(登録者数): H23年10月開設以降、約36.0万人。

③ 日本相撲協会公式LINE (@sumokyokai: H25・4月開設) では、大相撲に関する親しみやすい情報を発信。若年層を中心に登録者約19.6万人。

④ 日本相撲協会公式 Instagram (@sumokyokai) をH29年9月に開設し、大相撲に関する情報発信をより充実させ、ファン層の拡大を図った。
フォロワー数は、約4.9万人。

⑤ 日本相撲協会公式YoutubeをH30年11月に開設。様々な企画動画を配信し相撲への理解や入場券の販売促進を行った。登録者数は約6.0万人

⑥ 日本相撲協会公式キャラクター「ハッキョイ! せきトリくん」プロジェクト企画を積極的に推し進め、関連グッズのリニューアル、新商品の開発を強化し、本場所館内、ネットでの販売を実施。キャラクターの認知度向上に努めた。

(ウ) 協会の肖像権

「協会の肖像権に関する規定」により、力士その他協会の肖像権を協会が管理・運営・保全を目的に運営業務にあたった。また、協会の外部出演や広告出演および名称・肖像を利用した商品化契約や出版物に関し、基本概要を整備し協会員に改めて周知徹底した。

(エ) インターネットによる情報提供

大相撲関連情報をインターネットによる公式ホームページにて情報公開し、本場所関連情報や大相撲全般に関する情報の周知拡大のためページビューの増加を図った。

(オ)各種申請に関して

国内外メディアのほか大相撲に関するイベント等からの取材、出演、映像使用依頼申請等に応じ、対応した。
本年度の各種申請書の取扱い状況は、次の通りである。

申込件数 2,448件
 受理承認件数 2,334件
 《内 権料発生件数 取組映像使用、ダビング料、画像・写真貸出件数 739件》
 不承認件数 114件

(カ)その他広報活動

大相撲の新たな魅力を見だし、一般企業のキャンペーンへの協力を積極的に行った。
 協会の肖像利用、協会の派遣、本場所入場券販売を含め企業キャンペーンと大相撲の融合を図った。

(2)相撲に関する出版物の刊行

(ア)日本相撲協会の機関誌として、ベースボールマガジン社に「相撲」の刊行を委託している。

本年度の刊行状況は以下の通りである。

*年間実売部数:133,445部(前年度:135,547部 2,092部減)

月号	発売日	定価	実売部数	月号	発売日	定価	実売部数
1月号	12月27日	1,070	12,992	7月号	7月9日	1,020	9,960
2月号	1月30日	950	11,659	8月号	8月6日	950	10,880
3月号	2月27日	1,020	11,859	9月号	9月3日	1,020	10,793
4月号	3月26日	950	10,572	10月号	10月1日	950	11,033
5月号	5月1日	1,070	13,172	11月号	10月29日	1,040	10,500
6月号	6月11日	950	9,025	12月号	11月26日	1,080	11,000

(イ)本場所ごとに発行しているパンフレットは、力士紹介や本場所企画に加えて、大相撲の新たな魅力を発信するよう努めて編集した。さらに、英訳解説を付記し、外国人観戦者の利便性を高めた。

2020年度は合計:69,388部(前年度:200,220部 130,832部減)

本場所	発行部数	本場所	発行部数
一月場所	45,253	七月場所	6,517
三月場所	1,947	九月場所	6,971
五月場所	中止のため発行せず	十一月場所	8,700

(ウ)主に相撲博物館の来場者用に外国人を対象とした小冊子「The SUMO」、和文「大相撲」を販売した。2020年の販売部数は英文パンフレット「The SUMO」:428部、和文パンフレット「大相撲」:537部。

(エ)11月、大相撲普及および広報活動の一環として大相撲カレンダーを製作し、販売した。

14枚綴りの両面印刷で全関取を紹介。大変好評であった。

製作部数は38,3万部。

大手コンビニチェーン(店舗、ネット)での販売をはじめ、更なるネット販売の拡充に努めた。

5. 相撲記録映像の活用・保存

(1) 記録映像の制作

相撲の取組等映像及びダイジェスト版の制作やダビング作業を行い、国内外からの映像使用依頼に対応した。

- ① 博物館に協力し展示用ビデオを提供した。(1月～2月のみ)
- ② 相撲普及に努め、協会ホームページ及びYouTubeに本場所等の撮影映像を掲載した。
- ③ 本場所チケット販売促進のためPR動画を作成した。

(2) 記録映像の保存

(ア) 記録映像のハイビジョン映像化

保存映像の改修等ハイビジョン映像切替を引き続き行い、映像の内容調査を実施し、内容の充実を図った。

- ① 保存映像をハイビジョンに変換した映像は次の通りである。

16mm・昭和22年 6月場所 11月場所、昭和23年 5月場所 11月場所
16mm・昭和26年 9月場所、昭和27年 1月場所 5月場所
16mm・昭和28年 1月場所 3月場所 5月場所 9月場所
16mm・昭和29年 1月場所 3月場所、昭和30年 1月場所 5月場所
16mm・昭和31年 1月場所
16mm・昭和50年 1月場所 3月場所 5月場所 9月場所、昭和51年 3月場所

- ② 本年度、記録映像の内容調査を実施したものは次の通りである。

16mm・昭和22年 6月場所 11月場所、昭和23年 5月場所 11月場所
16mm・昭和26年 9月場所、昭和27年 1月場所 5月場所
16mm・昭和28年 1月場所 3月場所 5月場所、昭和29年 1月場所 3月場所
16mm・昭和30年 1月場所 5月場所、昭和50年 1月場所
16mm・昭和51年 1月場所 3月場所

- ③ 記録した映像の内容を調査し、データ入力したものは次の通りである。

XDCAM 令和元年十一月場所～令和2年九月場所
(以上は編集時に入力したデータの修正を行った)

(イ) 記録映像のデジタルアーカイブ

テープ素材の映像を細かくファイル変換しアーカイブ化作業を進めている。

映像用ODAサーバーにテキストデータとリンクした映像ファイルを同時に登録して、閲覧・ダビングを迅速に行っている。

6. 相撲博物館の維持運営

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、入場者の感染リスクを鑑みて3月以降は閉館し、展示を中止した。

(ア) 相撲博物館の規模

相撲博物館は本館に付設し、面積は1階が388.9平方メートル、地下部分が196.7平方メートル、合計585.6平方メートルである。

(イ) 調査および研究の状況

相撲の起源や歴史の究明に当たったほか、次の事項を行った。

- ① 電話・手紙などによる相撲関係の質問の回答を行った。
- ② 十両昇進力士・改名力士に対し、手形の寄贈を依頼し、資料として保存するように努めた。
- ③ 日本相撲協会のホームページ上の相撲博物館のページで展示紹介を行った。
- ④ 増加する資料に対応するため、収蔵庫・書庫の整理をさらに進め、資料の保存・管理態勢の強化を行った。

(ウ)資料の展示

① 館内展示室での資料展示

館内展示室に次の通り資料を展示し、無料公開した。

今年度の開館日数は42日(昨年度は200日)、入館者数は14,068人(昨年度は87,982人)であった。うち外国人入館者数は1,699人、団体(30名以上)入館者は3組110人であった。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館:3月2日～12月末日

展示期間	展示テーマ	展示点数
1月11日～2月14日	両国国技館35年と平成の大相撲	89点
2月18日～2月28日	番付発表から千秋楽まで	110点

②展示室の常設モニターで、下記の映像を放映した。

放映作品	放映期間
両国国技館35年と平成の大相撲	1月11日～2月28日

③館外貸出展示については、以下の通り行った。

貸出先	展覧会名	開催期間	主な貸出資料	点数
秩父宮記念スポーツ博物館	常設展(通年)	1月1日～12月31日	化粧廻し・番附・人形	14
葛城市相撲館	常設展(通年)	1月1日～12月31日	笠置山関係資料・番附	17
雲龍の館	常設展(通年)	1月1日～12月31日	弓取り力士化粧廻し・明荷	2
横綱柏戸記念館	常設展(通年)	1月1日～12月31日	柏戸剛使用の雲龍型横綱	6
東京都江戸東京博物館	奇才 -江戸絵画の冒険者たち-	6月2日～6月21日	武家相撲絵巻(狩野山雪画)	2
山口県立美術館	奇才 -江戸絵画の冒険者たち-	7月7日～8月30日	武家相撲絵巻(狩野山雪画)	2
あべのハルカス美術館	奇才 -江戸絵画の冒険者たち-	9月11日～11月8日	武家相撲絵巻(狩野山雪画)	2
上山城郷土資料館	山形の相撲	9月27日～10月25日	大童山文五郎(勝川春英画)データ提供	23
鳥取市あおや郷土館	令和二年青谷場所 因州・鳥取の角力取展	10月17日～11月23日	高砂浦右衛門(歌川国虎画)データ提供	39
島根県立古代出雲歴史博物館	編纂1300年 日本書紀と出雲	10月9日～12月6日	天満宮御伝絵巻(歌川貞秀画)データ提供	2
大分県立歴史博物館	大相撲力士群像 -相撲の歴史と時代のヒーローたち-	10月16日～11月29日	双葉山定次使用の化粧廻し	160
田山花袋記念文学館	江見水蔭 ～無名の花袋を支えた小説家～	10月24日～12月6日	大角力常設館完成初興行御披露文	16

④その他

国技館での本場所(11月)で、歴代横綱72名を写真パネルで紹介した。

(エ)資料の維持保存活動

①関係資料の収集・管理・修復の強化

相撲文化の維持・研究のため、起源や歴史の究明に当たり、増加する資料に対応する

ため、収蔵庫の整理を進め、保存・管理態勢を徹底した。

②所蔵資料のデジタルアーカイブ化事業

新型コロナウイルスの影響で撮影作業は長期間中断した。中断期間にはこれまでの研究成果をふまえ、資料目録の改編や整理を実施した。また、3D画像も楽しめるデジタルサイネージ機器の設置も完了した。

③資料の収集

力士・年寄・相撲愛好家・相撲研究者等より資料の寄贈を受けた。寄贈件数は164件、点数は535点であった。

④所蔵資料

12月末現在で相撲博物館に所蔵されている資料点数は、次の通りである。

歴史資料	19,962点
歴史図書	7,806点
歴史写真	7,694点
計	35,462点

⑤資料の閲覧・掲載・撮影

相撲研究者、愛好家、報道関係者等の資料の閲覧・掲載・撮影に協力した。

資料の閲覧は38件であった。外部よりの資料掲載および撮影等の依頼は、広報部了承の基、可能な限り協力した。依頼件数は、25件であった。

(オ)運営概要の整備

博物館運営の概要を整備し、収集・維持保管・調査研究・貸出について、手順や関係帳票を検討し、明文化を行う。また、資料貸与の有償化により、資料の維持管理をより充実させるための費用にあてる。

6. 商品開発室の活動

大相撲の歴史や文獻、資料など新たな魅力を商品化し、さまざまな角度から普及に繋げる取り組みを実施した。

(ア)目的

相撲博物館所蔵の資料を基に商品を制作することで、伝統や文化としての相撲を周知し、来館者の要望に応えることを目的としている。

(イ)商品展開とシリーズ化

来館者の要望を取り入れた江戸時代～明治時代の相撲の様子を周知できる商品を展開し、好評を博した。

(ウ)販売場所と販売数

博物館内のショップ、本場所のグッズ売店に加え、新たにネット販売も開始して、販路を広げた。販売状況は以下の通りであった。

	商品種類	販売部数
1	はがき	9,504
2	大判はがき	480

3	かみ相撲と立版古	780
4	SUMO NOTEBOOK	1,249
	計	12,013

B その他の事業

1. 相撲グッズ等の販売による普及活動

(ア) 相撲を題材にした新しいグッズの開発

新しいファン層の獲得のため、「日本相撲協会公式グッズ」として、引き続き相撲グッズの他、国技館カレーや力士チョコレート等の新規商品の開発を行い、館内売店や公式ホームページを初めとした通信販売を行った。

(イ) 「大相撲アーカイブ場所」(有料)の開設

日本相撲協会Youtubeメンバーシップ「大相撲アーカイブ場所」を12月に開設し、協会が所蔵する400場所以上の映像データ(概算2000時間)の取組映像等過去の名力士の雄姿を編集し、順次公開した。

2. 相撲診療所の運営

(ア) 相撲診療所

相撲診療所は国技館地下1階に付設し、面積は715.2平方メートルである。

相撲診療所は協会員とその家族ならびに一般患者の診療に当たるほか、東京本場所中は観客や場所関連従事者などの診療を行った。

日本相撲協会健康保険組合と連携して、力士は2月、8月の年2回、他の職員は年1回の定期健康診断を行い、病気の早期発見、早期治療を目的として協会員の健康管理に努めた。また、協会員全員とその家族を対象として、インフルエンザの予防ワクチン接種を行った。

力士を対象として重点的に実施した診療

実施内容	対象者
心臓の精密検査(心臓超音波)	令和2年度 新弟子入門検査合格者全員 心臓の継続的精密検査管理力士
B型肝炎予防ワクチン	令和2年度 新弟子入門検査合格者全員 B型肝炎抗体陰性力士
破傷風予防ワクチン	令和2年度 新弟子入門検査合格者全員
麻疹予防ワクチン	令和2年度 新弟子入門検査合格者の中で抗体陰性者

令和2年1月1日から令和2年12月31日の外来診療受診者数

	力士	力士以外の協会員	協会員家族	一般	合計
受診者数	2,991	1,889	139	865	5,884

定期健康診断受診者数

		力士	年寄	その他の協会員
受診者数	2月	668	64	189
	8月	681		

① 協会員および職員の治療費

当診療所における、日本相撲協会健康保険組合の被保険者および扶養家族の治療費の内、本人負担分は、福利厚生の一環として協会が負担した。

② 定期健康診断

協会員及び職員の健康管理のため定期健康診断を行った。

(イ) 業務上の治療費

力士が稽古、本場所を通じて土俵上で負った業務上の怪我等による治療費のうち、健康保険組合負担分を協会が負担した。

(ウ) 力士養成員については、全員を健康保険および厚生年金保険に加入させ、保険料全額を負担した。

(エ) 助成金

年寄総会のほか、親睦団体である力士会・行司会・若者頭会・世話人会・呼出会・床山会・さくらの会(職員等)にそれぞれ助成金を支給した。

3. その他の活動

(ア) 福祉大相撲

2月11日に国技館で行われたNHK厚生文化事業団主催の「第53回NHK福祉大相撲」を後援した。これは、NHKより全国に放送された。

(イ) 寄附金

内訳は次の通りである。

明治神宮崇敬会	玉串料	500,000円
慶應義塾大学	スポーツ医学研究	3,000,000円
天皇陛下御即位三十年奉祝委員会	天皇陛下御即位奉祝事業協賛金	5,000,000円
合計		8,500,000円

Ⅲ. 法人の運営・管理

1. 役員会等に関する事項

(1) 理事会

開会年月日	主な決議事項
令和2年1月9日	定款、賞罰規程等に基づく処分の件
令和2年1月28日	年寄名跡襲名の件
令和2年1月30日	相撲部屋継承の件 年寄名跡の継承及び襲名の件 年寄への退職金及び功労金支給の件 三段目附出し承認の件 各競技経験者の年齢制限緩和による新弟子検査受検の件 評議員会招集の件 協会の給与・手当等の支給に関する規程 一部変更の件 印章管理規程 一部変更の件 天皇陛下御即位奉祝委員会への寄附の件 株式会社電通との契約の件
令和2年2月1日	年寄名跡襲名の件
令和2年3月1日	新型コロナウイルス感染症対策の件
令和2年3月6日	副理事選任の件 参与との人材育成業務委託契約更新の件(常盤山、待乳山、出来山、桐山) 引退した力士の退職金及び功労金支給の件 2019年度 事業報告書承認の件 2019年度 決算書類承認の件 収支相償の件 内閣府への定期提出書類の件 理事候補者推薦の件 監事候補者推薦の件 評議員会議題追加の件 日本プロスポーツ協会脱退の件
令和2年3月23日	理事長互選の件 外部役員との責任限定契約の件 理事と締結する重要な取引の件
令和2年3月25日	関脇朝乃山の大関昇進の件
令和2年3月25日	役員待遇委員、委員、主任の銜衡の件
令和2年3月26日	年寄名跡の継承及び襲名の件 相撲部屋の継承の件

	理事長代行順位の件
令和2年4月3日	五月場所および七月場所 開催期間変更の件
令和2年4月17日	年寄名跡襲名の件
令和2年5月4日	令和2年五月場所の開催を中止する件 令和2年七月場所の開催場所及び開催方法を変更する件 令和2年秋巡業を中止する件
令和2年5月26日	年寄への退職金及び功労金支給の件 参与との業務委託契約更新の件 特定資産取り崩しの件
令和2年5月29日	年寄名跡襲名の件
令和2年7月13日	七月場所開催手法変更の件 十一月場所開催場所変更の件 冬巡業開催中止の件 維持費返還の件 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン制定の件 定款、賞罰規程等に基づく処分の件 その他
令和2年7月15日	年寄名跡襲名の件
令和2年8月6日	令和4年本場所日程の件 令和3年本場所日程一部変更の件 EY新日本有限責任監査法人との会計監査契約締結の件 各競技経験者の年齢制限緩和による新弟子検査受検の件 定款、賞罰規程等に基づく処分の件
令和2年8月31日	令和2年九月場所の開催方法の件 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン修正の件 特定資産目的外取り崩しの件
令和2年9月30日	関脇正代の大関昇進の件
令和2年10月1日	参与との業務委託契約更新の件 協会の給与改定の件 行司、床山の番附編成の件 令和3年春巡業の件 十一月場所入場券の先行予約販売の件 定款、賞罰規程等に基づく処分の件

令和2年10月19日	令和2年十一月場所の開催方法の件 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン修正の件 重要な使用人採用の件
令和2年10月29日	令和3年三月場所の開催地の件 協会員規則一部変更の件 隣接土地建物物件入札の件
令和2年11月15日	年寄名跡襲名の件
令和2年11月26日	相撲部屋継承の件 年寄名跡の継承襲名の件 停年に達する年寄との業務委託契約締結の件 評議員会招集の件 年寄名跡の継承襲名の件 引退した元大関への功労金支給の件 各職域団体への運営費補助の件 令和3年度事業計画承認の件 令和3年度予算書類承認の件 令和3年一月場所開催方法の件 令和3年三月場所の入場券販売の件 維持員規程 一部変更の件
令和2年12月25日	年寄名跡襲名の件

(2) 評議員会

開会年月日	主な決議事項
令和2年3月23日	理事選任の件 監事選任の件 協会員の給与、手当等の支給に関する規程 一部変更の件 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 一部変更の件
令和2年12月14日	理事経験者である年寄に対する退職金及び功労金支給の件

(3) 横綱審議委員会

新型コロナウイルス感染防止の観点より、以下のように開催あるいは中止とした。

- 一月場所 (稽古総見・開催／本場所総見・開催／定期委員会・開催)
- 三月場所 (定期委員会・中止)
- 五月場所 本場所中止(稽古総見・中止／本場所総見・中止／定期委員会・中止)
- 七月場所 (定期委員会・中止)
- 九月場所 (稽古総見・中止／本場所総見・開催／定期委員会・開催)
- 十一月場所 (定期委員会・開催)

2. 維持員制度の維持運営

(ア) 維持員会会長

全国維持員会会長は理事中山浩一(尾車)が担当した。

(イ) 維持員制度のさらなる充実について

維持員の活動をより一層推進すべく「維持員との集い」と称し、会合および懇親会を開催した。(大阪地区のみ)
新型コロナウイルス感染症流行の影響により、東京・名古屋・福岡地区の維持員との集いは中止とした。

実施地区	実施日	実施内容
大阪	令和2年2月25日	≪会合≫ 新型コロナウイルスの対応について 維持員券転売について 入場料金改定について ≪懇親会≫ 意見交換会

3. 国技館の維持運営

(ア) 国技館の建物改修に対する備え

国技館の老朽化に対しては、全面建替えを踏まえて、再取得に必要と認められる金額を基に、資金状況を勘案し、特定資産の減価償却引当資産として積立を実施した。

なお、当面の改修工事に備え、国技館改修基金として必要な額の積立を実施した。

(イ) 国技館の提供

東京本場所に使用するほか、支障のない範囲で相撲大会およびその他に、無料又は有料にて開放使用させた。

本年度の館貸状況は次の通りである。(日数は延日数)

区分	有料		無料		合計	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数
アリーナ	12	58	3	6	15	64
大広間	6	42	2	4	8	46
合計	18	100	5	10	23	110

※「無料」には、NHK福祉大相撲を含む。

4. 暴力団等反社会的勢力の排除の徹底

日本相撲協会の「暴力団等排除宣言」に基づき、協会と取引関係にある業者から、暴力団等反社会的勢力ではないこと及びこれらの個人・団体と関係がないこと等を表明・確約した書面の提出を受け、暴力団等反社会的勢力の排除を推進したほか、「相撲競技観戦契約約款」に基づき、警察と連携しながら競技会場からの暴力団等の排除を推進した。

また協会員に対しては、暴力団排除の基本原則である「暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない、暴力団と交際しない」ことの周知徹底を図り、暴力団等排除の恒常化に努めた。

5. 重要な契約に関する事項

日本放送協会と本場所の放送権料に関する契約を継続した。

6. 正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

(単位:百万円)

事業年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
経常収益	11,460	12,016	12,640	12,402	12,354	5,995

経常費用	▲ 11,108	▲ 11,390	▲ 11,758	▲ 11,959	▲ 12,033	▲ 11,007
当期経常増減額	352	626	882	443	321	▲ 5,012
評価損益	▲ 106	14	▲ 32	63	▲ 3	▲ 15
経常外収益	-	-	0	0	0	0
経常外費用	▲ 33	▲ 1	▲ 755	▲ 3	▲ 110	0
正味財産増減額	213	638	95	503	207	▲ 5,028
資産合計	43,572	43,953	44,936	46,980	47,316	41,142
負債合計	7,049	6,792	7,681	9,223	9,353	8,207
正味財産	36,523	37,161	37,255	37,757	37,963	32,935

※令和2年度の数値は、定期理事会承認前の「見込み額」である

7. 内部統制に関する事項

内部統制に関する基本方針

当協会は、理事の職務執行が法令及び定款に適合すること及び業務の適正を確保するため、次のとおり内部統制制度に関する基本方針を定める。

(1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務の執行に関する文書は、法令及び定款に従い必要な規程等を整備し、関係資料と共に適切に保存管理する。また、理事及び監事は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できることとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当協会の運営に重大な影響を与えるリスクについては、リスク管理規程を制定し、その事象が予見又は発生したときは規程に則り適切かつ速やかに対応できるよう、規程に従ったリスク管理体制を構築する。

(3) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①定款に基づき、定例理事会を毎事業年終了後3ヶ月以内に1回、毎事業年度開始前に1回開催する。

臨時理事会は必要に応じて開催する。理事会では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行う。

②必要な規程を整備し、各箇所の分掌事項と職務権限を明確に定めて、これらの規程等に従い効率的な業務体制を整える。

③当協会の事業に関する年度計画を定め、その計画に基づいた事業の推進及び進捗状況及び実績を把握し、管理する体制を確立する。

(4) 協会員及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

協会員及び職員が、法令及び定款に適合した職務執行を行うための指針となる諸規程を制定し、法令違反その他の不正行為の発生を防止するとともに、業務の適正を確保するための管理体制を構築する。

(5) 監事とその職務を補助すべき協会員及び職員を置くことを求めた場合における当該協会員及び職員に関する事項

監事が、その職務を遂行する場合は、理事または関係部門の責任者はこれに協力するものとする。

(6) 前項の協会員及び職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務に協力する協会員及び職員は、監事から直接指示を受けることにより、理事からの独立性を確保する。

(7) 監事の第5項の協会員及び職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監事は、協会員及び職員に対し、必要に応じて協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(8) 理事並びに協会員及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事並びに協会員及び職員に対して報告を求めることができる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制理事並びに協会員及び職員の報告は、必要に応じて秘密を保持する。その報告に対して報償することもなく、懲罰を与えることもしない。

(10) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①当協会は、監事の職務執行上必要と認められる費用の予算を計上する。

②当協会は、監事が職務執行のために支出した費用を弁済する。

(11) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるることができる。

IV. 法人の課題

1. 相撲文化の普及

土俵の充実こそが、相撲文化普及のための原点ととらえ、力士が相撲に集中できる環境を整えた。
例年通り、各地で開催される子供を中心とした相撲大会への支援を積極的に行った。

2. 事業収支の安定化

相撲文化の普及および来場客への様々なイベントやサービス、広報宣伝を通して、入場券販売促進に努めた結果、通常開催であった一月場所15日間のみが満員御礼となった。
また、映像や画像の販売、本場所開催中のグッズ販売などを積極的に行い、収益の確保を図った。

3. 相撲文化の継承発展について

昨年設置した「大相撲の継承と発展を考える有識者会議」において、各界の有識者に話を聞きながら、大相撲の継承発展に関する検討を行った。

4. 国技館の維持管理

国技館を維持管理するために開始した基幹設備等改修2期工事、3期工事について、施工会社及び監理会社と定期的に会議を持ち、発注・工事方法・金額などの他、法令改定への対応、緊急工事への対応について、細かく協議して進めた。

5. 法令順守の徹底

公益法人として、より法令に遵守し適正な運営を図るため、随時、諸規程・規則の制定及び見直しを行った。

6. 暴力問題の再発防止、コンプライアンスに関する取組み

(1) 研修会の実施

2月4日「協会員に求めること」

対象 協会員全員 場所 国技館

「協会の現状と協会員に求めること」

八角理事長

「暴力の根絶に向けて」

公益財団法人日本相撲協会 コンプライアンス委員長 青沼隆之氏

「SNSの落とし穴」

一般社団法人日本刑事技術協会 理事 サイバー犯罪・薬物銃器犯罪専門家 森雅人氏

(2) 発生したコンプライアンス事案への対応

協会内で発生したコンプライアンス事案について、理事長から委嘱されたコンプライアンス委員長、担当部長を中心に各一門の年寄を加えたコンプライアンス委員会で、適切に対処した。

コンプライアンス委員会では、理事長から委嘱された事案について、関係者へのヒアリングや事案の検討を行い、委員会として処分意見の答申を行った。

理事会では、コンプライアンス委員会の処分意見の答申を受け、当人への処分等について適切に対応した。

加えて、処分等が終了した後も、師匠や監督者と連携しながら、コンプライアンス委員会が関係者や相撲部屋を継続してフォローしていくことにより、改善や再発防止に努めた。

7. 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 講習会の実施

8月30日「新型コロナウイルス感染防止に関する講習会」

対象 協会員全員 場所 国技館

八角理事長

「新型コロナウイルス感染症―皆様に知っておいて頂きたい事―」

東京大学医科学研究所 先端医療研究センター 感染症分野 教授 四柳宏氏

「コロナに負けない大相撲」

東京大学医科学研究所 先端医療研究センター 感染症分野 助教 古賀道子氏

(2) 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン制定

感染症の専門家のアドバイスを踏まえた「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を制定し、運用した。

また随時修正を行った。

8. 他、公益法人としての活動

地域の活性化・賑やかなの一環として、一月場所開催中にJR東日本と連携し、JR両国駅前広小路において仮設店舗を設置し、物販等を実施した。

実践女子大学との産学連携の取り組みを継続して行った。

V. 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実

該当事項なし